

山本浄水場運転管理ほか業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年1月

宇佐市 建設水道部 上下水道課  
(宇佐市水道事業)

## 1. 目的

宇佐市水道事業の山本浄水場運転管理ほか業務（以下、“本業務”という。）は、運転管理等における民間の創意工夫及びノウハウを活用し、安心・安全及び持続可能な水供給を目的とする。

## 2. 業務概要

本業務の概要は以下のとおりで、詳細は別添一般仕様書及び特記仕様書のとおりとする。

ア. 山本浄水場運転管理ほか業務

山本浄水場の運転管理及び保守点検業務、機械・電気点検業務、旧簡易水道施設の監視及び月次点検業務

## 3. 業務履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

ただし、本業務の契約締結の翌日から履行期間開始日前日の令和7年3月31日までの間は、習熟及び準備期間とし、当該習熟及び準備期間満了日までに、現在の山本浄水場運転管理ほか業務受託事業者との間で本業務に係る業務引き継ぎを完了させなければならない。なお、これら業務引き継ぎに要する費用は、受託者の負担とする。

## 4. 委託料の上限額

委託業務に係る委託料の限度額は、金 329,430,000円である。

令和7年度支出予定：金 109,810,000円

令和8年度支出予定：金 109,810,000円

令和9年度支出予定：金 109,810,000円

ただし各年度における委託料の按分額の決定にあたっては、各年度の業務内容に応じて按分することとし、契約において定めることとする。

上記金額には、消費税額及び地方消費税額を含まない。

## 5. 参加申込者の資格要件

本委託業務等の公募型プロポーザル（企画提案）に参加する者（単体企業）は、次に挙げる要件のすべてに該当する者とする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） 当該業務に対応する次の実績を有する者であること。
  - ① 水源を河川水（表流水）より取水している地方公共団体等の浄水場施設で処理水量が１万５千ｍ<sup>３</sup>／日以上浄水場に係る運転管理業務を常駐管理（２４時間）として、公告日の前日までに１年以上元請受託した実績（業務完了およびその検査を完了し、合格したもの）を有する者であること。
- （３） 当該業務に対応する技術者について、特記仕様書第４条に定める能力を有する技術者を適切に配置できる者であること。
- （４） 公告日から契約までの間に、宇佐市において指名停止を受けていないこと。
- （５） 公告日以前３ヶ月以内に、手形交換所で不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- （６） 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。  
（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- （７） 自己又は自己の役員等（その経営に実質的に関与している者を含む。）が、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

- カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

## 6. 受託者選定に係るスケジュール

受託者の選定に係るスケジュールは、下表のとおりとする。

|                       | No. | 事 項                      | 時期・期限等                                     |
|-----------------------|-----|--------------------------|--------------------------------------------|
| 公<br>告<br>等           | 1   | プロポーザルの公告・実施要領等の公表       | 令和7年 1月 9日(木)                              |
|                       | 2   | 現場説明会                    | 令和7年 1月17日(金)<br>ただし、説明会申込状況に応じて適宜日程を設定する。 |
| 参<br>加<br>申<br>込      | 3   | 参加申込に関する質問書の受付期間         | 令和7年 1月21日(火) 17時まで                        |
|                       | 4   | 参加申込に関する質問書に対する回答期日      | 令和7年 1月22日(水) 17時まで                        |
|                       | 5   | 参加申込書受付期間【郵送局留め】         | 令和7年 1月23日(木) 9時から                         |
|                       |     |                          | 令和7年 1月29日(水) 17時まで                        |
| 提<br>案<br>書<br>提<br>出 | 6   | 参加資格確認結果の通知及び提案書提出要請の通知日 | 令和7年 2月 3日(月)                              |
|                       | 7   | 提案書に関する質問書の受付期間          | 令和7年 2月 6日(木) 17時まで                        |
|                       | 8   | 提案書に関する質問書に対する回答期日       | 令和7年 2月 7日(金) 17時まで                        |
|                       | 9   | 提案書の受付期間【郵送局留め】          | 令和7年 2月10日(月) 9時から                         |
|                       |     |                          | 令和7年 2月17日(月) 17時まで                        |
| 選<br>定                | 10  | 選定委員会およびヒアリング(予定)        | 令和7年 2月 25日(火)(予定)                         |
|                       | 11  | 最終審査結果の通知・公表(予定)         | ヒアリングの翌営業日(予定)                             |
|                       | 12  | 業務委託契約候補者との契約締結(予定)      | 令和7年 3月中旬                                  |

## 7. 参加申込

本プロポーザルの参加申込者（以下「参加申込者」という。）は、公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）等（以下「参加申込書」という。）を期限までに提出すること。

ア. 提出書類：

- ・公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ・浄水施設運転管理業務実績（様式第2号）及び契約書の写し、概要の分かる資料
- ・予定配置技術者の経歴等（様式第3号）
- ・法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に発行のもの）
- ・納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）（3ヶ月以内に発行のもの）
- ・印鑑証明書（3ヶ月以内に発行のもの）
- ・使用印鑑届（様式第4号）  
（入札、見積、契約及び請求等に際して実印（法務局に登録した印鑑）を使用しないで、認印を使用する場合。）
- ・支店等委任状（様式第5号）  
（支店等に入札・契約等を委任する場合。この場合は必ず使用印鑑届を添付。）

なお、「浄水施設運転管理業務実績及び契約書の写し、概要の分かる資料」について複数件提出する場合、規模の大きい順に3件以内とすること。

また、予定配置技術者については、審査基準における「実施体制」として客観点数とするため、同等以上の資格・経験を保持する者を除き、変更はできない。

イ. 提出場所および方法：

提出場所：四日市郵便局

宛先 〒879-0499 宇佐市大字葛原780-3

四日市郵便局留め（宇佐市役所建設水道部 上下水道課行き）

① 「四日市郵便局留」の『一般書留郵便』又は『簡易書留郵便』によること。

※「四日市郵便局留」の『普通郵便』でも直ちに失格とはしないが、提出期限までに提出書類が四日市郵便局に到達・留置されなかった場合は、失格の扱いとする。

② 郵便局の窓口への差し出しは、令和7年1月23日（木）以降に行うこと。

③ 提出期限日までに四日市郵便局必着となるよう差し出すこと。

※四日市郵便局に到達後10日を過ぎると差出人に返送され、提出したことになるため、十分留意のうえ差し出すこと。

※その他の方法（持参、ファクシミリ又は電子メール）による提出は、受け付けないものとする。

ウ．提出期限：

「６．受託者選定に係るスケジュール」に示すとおり

## ８．参加資格の確認

参加申込書を提出した者について、事務局において参加資格の書類審査を行い、参加資格確認結果を通知する。なお、参加資格要件を満たしている者には、あわせて提案書提出要請を通知する。これらの通知は、参加申込書に記入されるＥメールアドレスに電子メールにて行う。

## ９．現場説明会

期間と時間：

令和７年１月１７日（金）

９時から１７時までの指定する時間（１時間００分程度）

日時の通知は、電子メールで行う。また、参加受付状況次第で変更があり、都度調整するものとし、説明会は希望者のみの実施とする。

場所：

山本浄水場（宇佐市大字山本１４３３番地の１）

留意事項：

出席者については、身分が確認できるものを持参すること

参加人員は３名までとする。

## １０．質問及び回答

参加申込および提案書提出にあたって、本実施要領及び仕様書等に関する質問は、公募型プロポーザル質問書（様式第６号）により提出すること。

なお、参加申込書受付期間後の提案書に関する質問は、提案書提出要請を通知された者のみ行えるものとする。

提出先：

宇佐市役所 建設水道部 上下水道課 経営企画係

期間：

「６．受託者選定に係るスケジュール」に示すとおり

提出方法：

電子メールによるものとする

回答：

提出された質問に対する回答については、宇佐市ホームページに掲載する。提出のあった質問に関しては、本業務に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、そうでない場合は全ての質問について回答するとは限らない。なお、回答期限は、「６．受託者選定に係るスケジュール」に示すとおり。

## 11. 提案書等の提出

参加申込者は、公募型プロポーザル提案書（様式第7、8号）及び提案額見積書（自由様式）を提出すること。

提案書表紙： 公募型プロポーザル提案書表紙（様式第7号）

提案書： 公募型プロポーザル提案書（様式第8号）

本業務の履行にあたり、どのように実施するかをA4版、**10ページ以内**（A3版も認めるが2ページ分と換算）、文字サイズ11ポイント（図表を除く）以上で記載すること。記載方法は、自由とする。

①業務の実施方針

②業務の実施体制

③運転・保守・水質管理の実施計画

（緊急時の対応、カビ臭等の異常への対応も含む）

④その他

提案額見積書： 自由様式

A4自由様式1ページに、業務ごと及び年度ごとの業務委託料がわかるように記載を行うものとする。宛先は、「宇佐市水道事業宇佐市長」とし、社名及び代表者氏名を記載のうえ、社印を押印、提出日を記載し、封筒に入れ1部提出すること。

提案書提出部数： 様式第7及び8号をA4フラットファイルに綴り、正本1部。

※副本は、正本をもとに宇佐市でコピー作成します。

提出場所および方法： 四日市郵便局

宛先 〒879-0499 宇佐市大字葛原780-3

四日市郵便局留め（宇佐市役所建設水道部 上下水道課行き）

① 「四日市郵便局留」の『一般書留郵便』又は『簡易書留郵便』によること。

※ 「四日市郵便局留」の『普通郵便』でも直ちに失格とはしないが、提出期限までに提出書類が四日市郵便局に到達・留置されなかった場合は、失格扱いとする。

② 郵便局の窓口への差し出しは、令和7年2月10日（月）以降に行うこと。

③ 提出期限日までに四日市郵便局必着となるよう差し出すこと。

※四日市郵便局に到達後10日を過ぎると差出人に返送され、提出したことになるため、十分留意のうえ差し出すこと。

※その他の方法（持参、ファクシミリ又は電子メール）による提出は、受け付けないものとする。

## 1 2. プロポーザルの辞退

提案書提出要請の通知を受けた者が、本プロポーザルを辞退する場合は、提案書受付期間終了の前日までに辞退届（様式第9号）を提出することとし、期日以降の辞退は認めない。なお、本プロポーザルを辞退した者が、これを理由として以後不利益な扱いを受けるものではない。

期日以降に辞退した者については、期日以降に宇佐市上下水道課が発注する上下水道施設の維持管理業務に係る入札・見積への参加を認めない可能性がある。

## 1 3. 提案内容説明会及びヒアリング

提案者による提案内容説明（プレゼンテーション）を実施する。

- （1）詳細時間及び場所等については、別途通知する。
- （2）提案内容説明会への参加人数は3名以内とし、一般仕様書第6条に定める総括責任者（予定）は必ず出席すること。
- （3）提案内容説明会は、非公開とする。ただし事務局は例外とする。
- （4）説明は提案書記載内容に限り、追加の説明資料等は認めない。

## 1 4. 審査・選定

### （1）審査方式

参加申込者が作成し提出した提案書類について、「提案書審査基準」に基づき選定委員会が評価を行い、以下の方法で審査・選定する。

① 参加申込者が「1 6. 無効又は失格についての事項」に該当しない場合には、その参加申込者をプロポーザル提案者とする。

② 評価基準は、「提案書審査基準」（別紙1）のとおりとする。

### （2）契約候補者の決定

選定委員会による審査のもと、評価合計点が基準点を超えた者のうち、評価合計点の多い順に順位を決定し、最多得点の提案者を契約候補者とし、第2位を次点候補者に、第3位を第3候補者とする。同点の場合は、同点の中で提案額の低いものを上位として順位付けする。

### （3）結果等の発表

結果の通知は、全参加者にプロポーザル審査結果通知書により通知するとともに参加者の名称等を伏せた上で、評価点等の結果を宇佐市ホームページで公表する。

### （4）審査結果に対する説明

審査結果において、不採用の通知を受けた者は、記載された内容について疑義がある場合、通知を受けた日の翌日から起算して、5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により審査結果に対する説明を請求することができる。

また、請求に対する回答については、請求期限の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

## 15. 契約に関する事項

契約に関しては、契約候補者との随意契約（地方公営企業法施行令第21条の13に規定する随意契約をいう。）とする。また、契約候補者と契約が成立しない場合は、次点候補者、第3候補者の順番で契約事務を行うものとする。

## 16. 無効又は失格についての事項

以下のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となる。

- (1) 「5. 参加申込者の資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出期限経過後に書類等の提出があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定委員に対して、本プロポーザルに係る質問等の連絡を行った場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (6) その他、本実施要領に違反すると選定委員会が認めた場合

## 17. 著作権、意匠及び提出物等の取扱い

- (1) 著作権および意匠

- ①提出物等の著作権は、第3者に帰属するものを除き、参加申込者に帰属する。
- ②提出物等の中で、第3者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第3者の承認を得ておくこととする。なお、第3者の著作物の使用に関する責任は、使用した参加申込者が全て負うものとする。

- (2) 提出物等の取扱い

提出物等について、本プロポーザルに関する公表、展示その他本プロポーザルに必要と認められる場合は、本市は参加申込者の承諾を得ずに無償で利用できるものとする。

## 18. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加者の負担とする。

## 19. その他

- (1) 本市は17-(2)の場合を除き、提出物等を無断で使用しないものとする。
- (2) 本市は、契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出物等を複製することがある。
- (3) 提出物等は返却しない。また、本件に係る情報公開請求があった場合には、宇佐市情報公開条例（平成17年条例第18号）に基づいて提出物等を公開することがある。
- (4) 提出物等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。
- (5) 提出された提案価格は契約金額を保証するものではなく、契約合意があった後、仕様書に基づき積算した見積書及び内訳書の提出を求め、当該見積価格に基づき随意契

約による契約を締結する。なお、契約金額は委託業務の遂行に必要な経費とし、その妥当性が認められる範囲内とする。

- (6) 契約候補者決定後、契約締結までの間に契約の相手が、次のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約候補者決定の取消を行うことができるものとする。

ア 宇佐市指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき。

イ 当該公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

この場合、宇佐市および契約担当者は契約候補者決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- (7) 契約締結後において、契約者が(6)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。

- (8) 契約候補者は、契約の相手方として決定した後、宇佐市契約事務規則の定めにより7日以内に契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則の規定により免除される場合がある。

- (9) 契約者は、当該委託等にあたって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、本市に報告し、かつ、警察に届け出なければならない。

- (10) 契約者は、次の①から⑦のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、契約解除要件に該当するため注意すること。また、契約候補者が次の①から⑤のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約を締結しない。

①役員等（契約候補者が個人である場合にはその者を、契約候補者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められているとき。

②暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥この契約に関し、下請契約又は資材の購入契約その他の契約に当たり、その相手が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦この契約に関し、契約候補者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契

約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）に、本市が契約者に対して当該契約の解除を求め、契約者がこれに従わなかったとき。

（１１）下請契約等の相手方に対しても、上記（１０）の趣旨について周知すること。

## ２０．事務局

（１）契約を担当する課の名称

宇佐市役所 建設水道部 上下水道課

（２）契約に関する事務を担当する係

上下水道課 経営企画係（担当：森本・衛藤）

〒８７９－０４９２ 宇佐市大字上田１０３０番地の１

電話番号 ０９７８－２７－８１８６（内線２２４２）

FAX番号 ０９７８－３３－５３７０

E-mail: [s-keiei06@city.usa.lg.jp](mailto:s-keiei06@city.usa.lg.jp)

（３）仕様書等に関する事務を担当する係

上下水道課 施設管理係（担当：真川・小西）

〒８７９－０４９２ 宇佐市大字上田１０３０番地の１

電話番号 ０９７８－２７－８１８９（内線２２１１）

FAX番号 ０９７８－３３－５３７０

E-mail: [s-sisetsu04@city.usa.lg.jp](mailto:s-sisetsu04@city.usa.lg.jp)

